

国際私法Ⅱ

科目ナンバリング ILA-308
選択 2単位

野間 小百合

1. 授業の概要(ねらい)

国際的な生活の中で発生してくる法律問題とを扱うのが「国際私法」であります。「国際私法」とは、国際的私法生活関係(渉外的法律関係)に対して、“どの国の法律を適用するかを決定するか”を決定する法のことを指します。本講義では、特に、国際家族法及の分野を中心に、より身近な具体例に基づいて、それがどのような内容の法律であるのかといった基本的知識を提供します。例えば、国際家族法の領域において、外国人の男性Xと日本人の女性Yが日本で婚姻をしたいという場合には、国籍の異なるXとYは、それぞれどの国の法律によって、どのように婚姻の手続きを行い、効力を発生させることができるのであろうかということが問題となります。この様な二国間あるいはそれ以上に跨る法律関係を扱うのが国際私法の領域であり、「法の適用に関する通則法」という法律によって「準拠法」(国際私法によって指定され、適用される法)を決定することになります。毎回授業の後半では、具体的事例を提示し、その事例が、1「何に関する問題なのか」を明らかにし、2「何条文が適用されるのか」、3「条文の解釈」、4「具体的事例へのあてはめ」、5「結論」を導けるような授業設計の下、各回のテーマに沿った練習問題に挑戦してもらいます。その問題に取り組みながら、具体的なイメージに基づく論理的な思考方式を習得してもらいたいです。

2. 授業の到達目標

国際私法という領域について規定する「法の適用に関する通則法」という条文の文言理解と、具体的な事例に基づいて、どの国の法律を適用するのかといった準拠法の決定方法を理解し、説明できること。

3. 成績評価の方法および基準

1.授業の成績は、授業貢献・レポートの提出等30%(少なくとも2回に1回程度出席課題としての練習問題を実施する予定です)、期末試験70%で評価します。
2.「知的能力・技能の定着」は主として授業内の練習問題及びレポート、「知識・理解の定着」は主として期末試験で評価することとします。授業に積極参加する者は高く評価します。
なお、全体の授業の1/3以上欠席の場合にはいかなる理由があっても単位を認定しません(出席課題等の提出は必ず行ってください)。
3.学期末試験の詳細についてはガイダンス時に提示します。就活でやむを得ず欠席する場合には、12回目までに申し出てください。試験終了後にお問い合わせ頂いてもご希望に沿えません。

4. 教科書・参考文献

教科書
松岡博編 『国際関係私法入門(第4版)』 有斐閣

5. 準備学修の内容

授業で行った演習問題の復習が望まれます。

6. その他履修上の注意事項

配布資料、六法、教科書は授業で使用しますので必ずご用意ください。
※配布資料はLMS上で各自で印刷して参照してください(LMS上にある資料は配布しませんのでご了承ください)。
オンラインでの試験では配布資料や教科書等を参考にしても構いません。
出席日数は2回に一回の練習問題や提出物等により判断しますので必ず提出物はLMS上で提出するようにしてください。出席日数が不足したことへの配慮は一切しません。毎週のLMS上の講義内容は必ず確認してください。オンラインでの期末試験は期日に余裕を設けていますので、試験期間以外での試験の実施、期限後のレポートの提出も認めませんので、以上の点を御理解の上登録してください。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス
- 【第2回】 国際私法の概念
- 【第3回】 婚姻の実質的成立要件の準拠法(法適用通則法条24条)
- 【第4回】 問題演習(復習)
- 【第5回】 婚姻の形式的成立要件の準拠法(法適用通則法条24条)
- 【第6回】 婚姻の効力の準拠法(法適用通則法条25条)
- 【第7回】 問題演習(復習)
- 【第8回】 離婚の準拠法(法適用通則法条27条)
- 【第9回】 夫婦財産制の準拠法(法適用通則法条26条)
- 【第10回】 問題演習(復習)
- 【第11回】 嫡出である子の親子関係の成立および準正の準拠法(法適用通則法条28条)
- 【第12回】 嫡出でない子の親子関係の成立および準正の準拠法(法適用通則法条29条)
- 【第13回】 問題演習(復習)
- 【第14回】 養子縁組の準拠法(法適用通則法条31条)
- 【第15回】 まとめ なお、半期に2回程度ゲストスピーカーによる講義を実施する場合があります。